令 和　7年 度

業務設計書（公示用）

業務名：　正路線（広島線～100号線間）現況調査業務

令和　8年　2月　単価適用

西区土木部維持管理課維持係

（　　）	業務名	正路線（広島線～100号線間）現況調査業務

1．積算金額

区　分		設計金額　（円）
業　務　委　託　費		
内訳	業務価格	
	消費税相当額	

札幌市

業務説明書

1．概要

調査路線　　１路線　　調査延長　　L＝330m
・舗装厚調査　３箇所
・路面調査用CAD図面作成及び修正
・路面補修工事用調査
・道路附帯作工物等調査

2．場所　　札幌市西区西野１条８丁目ほか

3．期間　　契約書に示す着手の日から令和 8年 6月 9日までとする。

4．図面　　なし

5．仕様書　　特記仕様書及びその他関係資料によること。

6．特記仕様書　別添のとおり。

特記仕様書（縦横断計画あり）

１．業務の目的

本業務は、切削オーバーレイ工事等を実施する上での基礎資料とするため、対象路線において、路面補修工事調査、道路附帯作工物等調査及び舗装厚調査等の詳細調査を行うものである。

２．業務内容

本業務の内容について、項目を以下に示す。

（１）計画・準備等
（２）現地確認
（３）詳細調査（現地踏査）
（４）業務報告書の作成

３．主任技術者及び照査技術者

主任技術者及び照査技術者は、下記のいずれかの要件を満たす者であること。

（１）１級・２級土木施工管理技士
（２）舗装工事業にかかる建設工事に関し、国土交通省令で定める指定学科を卒業し、一定年数以上（以下参照）の実務経験を有する者

最終学歴	経験年数
高校卒	５年以上
大学・短大・高専卒	３年以上

※専修学校（専門学校）は含まれない

４．計画・準備等

業務の目的・主旨を十分に理解したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の内容及び部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。また、公共基準点等の成果、地下埋設物図面及び道路台帳図等の必要書類について、収集・整理すること。

５．現地確認

現地確認は、対象路線の現地状況に応じて、起終点の位置、交差点内の調査の必要性及び取付道路の状態確認等を行うものであり、詳細調査を実施する前に行うこと。また、現地確認で判明した事項について、業務担当職員と協議を行い、詳細調査の範囲を決定すること。

６．路面調査用CAD図面作成および修正

「４.計画・準備等」で収集した必要書類をもとに、縮尺500分の1の平面図を作成する。加えて、「７-１.路面補修工事用調査」によって得られた調査結果に基づき、平面図に座標付けを行い、道路区域内については平面位置及び形状が現況測量の結果と相違がないよう適宜修正すること。

７．詳細調査（現地踏査）

詳細調査は、切削オーバーレイ工事等を行うにあたり必要となる、路面補修工事用調査、道路附帯作工物等調査及び舗装厚調査等を行うものであり、各作業の詳細については、以下のとおりとする。

７-１．路面補修工事用調査

「６.路面調査用CAD図面作成および修正」に必要な測量作業（基準点測量、路線測量、中心線測量等）を、札幌市公共測量作業要領に準じて行い、決定した平面線形の

起終点、20m間隔及び縦断勾配の変化点等において、レーザープロファイラ等を用いて横断形状を計測する。（仮BMの高さは任意座標とする。）
また、調査方法等については、監督員と協議のうえ決定すること。

7-2．道路附帯作工物等調査

対象路線内の縁石、雨水桝、人孔、区画線及びその他作工物等について調査を行う。
縁石については、徒歩等で調査を行い、補修、交換、再設置の必要性を判断すること。
雨水桝及び人孔等の地下埋設物については、位置、大きさ、種類を調査し、現況高さを計測したのち、埋設物の高さ調整を考慮し、現況高さと計画高さとの差を算出すること。
区画線については、位置、種類、長さを調査すること。
その他作工物については、業務担当職員と調査の必要性を協議すること。

~~7-3．側溝補修基礎調査~~

~~車道端部に排水設備が設置されている路線において、既存の排水設備の機能に問題がある場合、排水設備の高さ調整や補修の必要性を検討する。その際、路面の縦横断計画との整合性に留意すること。~~

7-4．舗装厚調査

業務担当職員と協議のうえ、調査箇所及び調査本数を決定すること。

8．業務報告書の作成

業務履行にあたり作成した資料のほか、収集した資料や情報をとりまとめた報告書を作成する。詳細の作業については、以下のとおりとする。

（1）調査数量一覧表
- 以下に示す事項における、数量等をとりまとめ、一覧表を作成する。
  ア.オーバーレイ面積（本線部及び取付部）
  イ.レベリング面積（本線及び取付部）
  ウ.切削面積（本線部及び取付部）
  エ.縁石数量（破損箇所、低下部不使用箇所、舗装被覆箇所）
  オ.埋設物数量
  カ.区画線数量
  ~~キ.側溝補修基礎数量~~
  ク.舗装厚調査結果

（2）平面図
- 舗装施工平面図、区画線平面図、道路附帯作工物等平面図を作成する。
- 図面作成幅は、詳細調査の範囲が明確に分かるよう周辺地物を含めること。
- 平面図を主題に描画する図面には、以下の図を配置すること。
  ア.位置図（縮尺10,000分の1もしくは業務に適切な縮尺）
  イ.土工定規図（縮尺100分の1もしくは業務に適切な縮尺）

（3）横断図
- 横断図は業務担当職員と協議のうえ作成すること。
- 横断図には、現況断面、切削後断面、計画断面を図示することとし、それぞれ見やすいよう色分けをすること。

（4）縦断図
- 横断図作成箇所において、センターライン（以下「CL」という。）の計画高を図示した縦断図を作成すること。
- 横断図作成時と同様に業務担当職員と協議のうえ作成すること。

（5）路面補修工事調査集計表
- 切削及びオーバーレイの面積、体積、平均厚について、集計表を作成する。
- 本線部の面積と各取付道路の面積については、それぞれで記載することとし、本

線部は舗装面積調書、取付道路は面積詳細図を作成すること。

（6）バックデータ

・横断図作成箇所において、CLから0.1m間隔のバックデータを作成する。

・各測点において、地盤高、切削高、切削厚及び計画高を記載すること。

（7）写真帳

・以下の項目において、写真を撮影し、写真帳としてとりまとめを行う。

ア.業務標識設置状況：（近景、遠景）　：設置箇所
イ.交通誘導警備員配置状況　：１箇所
ウ.作業状況　：各調査状況
エ.基準点設置箇所（近景、遠景）　：すべての設置箇所
オ.仮BM設置箇所（近景、遠景）　：すべての設置箇所
カ.縁石破損箇所（近景、遠景）　：すべての破損箇所
キ.縁石低下部不使用箇所（近景、遠景）　：すべての不使用箇所
ク.縁石舗装被覆箇所（近景、遠景）　：すべての被覆箇所
ケ.舗装厚調査状況（採取、測定、復旧）　：すべての調査箇所

（8）測量成果簿

・測量の成果として、以下の資料を作成する。また、対象路線の近傍に公共基準点がない場合、基準点設置の方法を業務担当職員と協議のうえ決定すること。

ア.基準点網図
イ.基準点成果表
ウ.精度管理表
エ.主要点計算書
オ.中間点計算書
カ.使用機器検定証明書
キ.既知点成果

（9）道路附帯作工物等調査（各種調書）

・以下の項目において、詳細な調査内容を取りまとめた調書を作成する。

ア.仮BM調書
仮BMを設置した測点及び位置と高さ等を記載すること。

イ.縁石破損箇所調書、縁石低下部不使用箇所調書、縁石舗装被覆箇所調書
破損箇所、低下部不使用箇所及び舗装被覆箇所に分けてとりまとめ、それぞれに各報告箇所の測点及び型式を記載し、種別延長を算出すること。
また、設置状況にのみ問題がある場合は縁石破損箇所調書に再設置として各項目を記載、算出すること。

ウ.埋設物調書
雨水桝とそれ以外のものに分けてとりまとめ、位置、種類、寸法、現況高さ、仕上計画を記載すること。

エ.区画線調書
区画線の種別ごとに集計すること。

~~オ.側溝補修基礎調書~~
~~高さ調整や補修の必要性がある箇所の位置や状態が把握できる形で記載すること。~~

カ.舗装厚調書
舗装厚調査の結果をとりまとめ、位置や設計値と測定値の差分を記載すること。

9．打合せ

打合せは、業務着手時・中間時・成果品納品時の計３回とする。中間時の打合せについては、「５．現地確認」の際に実施すること。

10．成果品

以下の成果品を納品すること。

・報告書（A4版製本）　：１部
・「８．（２）平面図」と「８．（７）バックデータ」を除いたもの
・電子データ（CD-R）　：１部

・オリジナルファイル（Excel、Word、CADデータ、横断解析ソフト用データ）　一式
・上記、PDFデータ　一式
・その他、業務担当職員が必要と認めたもの。また、業務を進めるうえで入手した資料・情報については、それらを電子化して成果品に含めること。

11．安全管理

詳細調査（主として「7-4.舗装厚調査」）の際は、交通誘導警備員を配置し、交通安全及び作業員の安全管理を徹底すること。また、道路上で作業を行う前に、道路使用許可を得ること。

12．その他

業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、業務担当職員と協議すること。

また、本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。

個人情報を取扱う事となった際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

13．環境負荷低減への取組

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）
第１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を施工（履行）するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）
第２条　受注者（受託者）は、個人情報（個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）
第３条　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により発注者（委託者）に報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
３　受注者（受託者）は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
４　受注者（受託者）は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に報告しなければならない。
５　保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
６　従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）
第４条　受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者（委託者）に申請し、その承認を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、発注者（委託者）が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）
第５条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
２　受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））
第６条　受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。
２　受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
(1) 下請契約（再委託）先の名称
(2) 下請契約（再委託）する理由
(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法
３　発注者（委託者）が第１項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
４　発注者（委託者）が第１項及び第２項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
５　前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第７条　受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）
第８条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。
(1)　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
(2)　組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
(3)　従業者の監督を行うこと。
(4)　取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）
第９条　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）
第１０条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）
第１１条　受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
２　受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
３　受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　受注者（受託者）は、前３項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）
第１２条　受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）
第１３条　発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
２　発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第１４条　受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
２　受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第１５条　発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
２　受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第１６条　受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式１－１】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

令和　　年　　月　　日
（会社名等）
（代表者氏名）

工事等名称：

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
　貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。
　基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。
　□　個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
　□　契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

２　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
　個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。
（総括保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（保護管理者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□基本方針等に記載がある（該当する場合は□欄にチェック）

３　従業者の指定及び監督
(1)　当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック
□　従事者名簿

所　属	役　職	氏　名	秘密保持誓約
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した
			□誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。
※下記３(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2)　従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業者から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記３(1)従事者名簿に

徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

□　秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
□　従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4　管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称

施錠装置　□　有り　□　無し

その他（　　）

5　セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

□　取り扱うことができる従業者を定めている。
□　セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
□　施錠できる耐火金庫等に保管している。
□　電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
□　その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

6　事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7　情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

□　情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
□　複数人で持ち運ぶこととしている。
□　その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

【様式３－１】

個人情報取扱安全管理措置評価書

（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）

1　評価対象に関する事項
(1) 会社名：
(2) 工事等名：
(3) 従業者数（※）：
※　個人情報の取扱いに従事する従業者数（提出名簿から）

2　令和＿＿年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価
(1) 評価：
(2) 評価に至った理由

（　　）

3　各項目について

(1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定
（確認事項）
(2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置
（確認事項）
(3) 従業者の指定等
（確認事項）
(4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施
（確認事項）
(5) セキュリティ強化のための管理策
（確認事項）
(6) 事件・事故における報告連絡体制
（確認事項）
(7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制
（確認事項）

令和　7年度

業務設計書（見積参考）

業務名：　正路線（広島線～100号線間）現況調査業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和　8年　2月　単価適用

西区土木部維持管理課維持係

札幌市

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	正路線（広島線～100号線間）現況調査業務	当　初	業務	測量業務
					項目	道路現況調査業務

項目・工種・種別	単位	数量	数量増減	摘要
道路現況調査業務	式	1		
道路現況調査業務	式	1		
事前準備等	式	1		
舗装厚調査	式	1		
路面調査用CAD図面作成及び修正	式	1		
路面補修工事用調査	式	1		
道路附帯作工物等調査	式	1		
報告書作成	式	1		
打合せ	式	1		
直接経費	式	1		
直接経費	式	1		
旅費交通費	式	1		
安全費	式	1		

札幌市

設計総括表（金抜き）

業務番号		業務名	正路線（広島線～100号線間）現況調査業務	当　初	業務	測量業務
					項目	直接測量費

項目・工種・種別	単位	数量	数量増減	摘要
直接測量費	式	1		
間接測量費	式	1		
諸経費	式	1		
測量業務価格	式	1		
消費税等相当額	式	1		
業務委託料	式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	正路線（広島線～100号線間）現況調査業務	当　初	業務	測量業務
					項目	道路現況調査業務

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路現況調査業務		式	1		
道路現況調査業務		式	1		
事前準備等		式	1		
計画準備等		路線	1		単-1号
現地確認		m	330		単-2号
舗装厚調査		式	1		
舗装厚調査		箇所	3		単-3号
路面調査用CAD図面作成及び修正	（縦横断計画あり）	式	1		
路面補修用CAD図面作成及び修正	500m未満、取付道路1～9箇所	m	330		単-4号
路面補修工事用調査	（縦横断計画あり）	式	1		
路面補修工事用調査	片側1車線×2（車道全幅員分）、中央分離帯等なし	m	330		単-5号
道路附帯作工物等調査	（縦横断計画あり）	式	1		

札幌市

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	正路線（広島線～100号線間）現況調査業務	当　初	業務	測量業務
					項目	道路現況調査業務

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
道路附帯作工物等調査		m	330		単-6号
報告書作成	（縦横断計画あり）	式	1		
業務報告書作成	電子成果品作成費含む	路線	1		単-7号
打合せ		式	1		
打合せ協議	中間打合せの回数 1回	式	1		内-1号
直接経費		式	1		
直接経費		式	1		
旅費交通費		式	1		
旅費交通費（率計上）		式	1		内-2号
安全費		式	1		
安全費（積上げ）		式	1		内-3号
直接測量費		式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	正路線（広島線～100号線間）現況調査業務	当　初	業務	測量業務
					項目	間接測量費

項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
間接測量費		式	1		
諸経費		式	1		
測量業務価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		
業務委託料		式	1		

札幌市

一式当たり内訳書（金抜き）

第　1号内訳書	打合せ協議	単価適用年月	2026. 2
		歩掛適用年月	2026. 2
		労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ	1回	業務	1		単－　15号
合　計					

札幌市

一式当たり内訳書（金抜き）

第　2号内訳書	旅費交通費(率計上)	単価適用年月	2026. 2
		歩掛適用年月	2026. 2
		労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費率分（測量業務 ）	滞在を伴わない	式	1		内一　4号
合　計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第　3号内訳書	安全費(積上げ)	単価適用年月	2026. 2
		歩掛適用年月	2026. 2
		労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
交通誘導警備員A	測量業務(安全費率対象外)	人	1		単－　16号
合　計					

札幌市

一式当たり内訳書（金抜き）

第　4号内訳書	旅費交通費率分（測量業務）	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2026. 2 2026. 2 1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
旅費交通費率分（測量業務 ）		式	1		
合　計					

単－1号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

計画準備等		単位	路線	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
計画準備等		路線	1	単－ 8号
計				
単価				円／路線

単－2号

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

現地確認		単位	m	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
現地確認		m	1	単－ 9号
計				
単価				円／m

札幌市

単－3号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

舗装厚調査		単位	箇所	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
舗装厚調査		箇所	1	単－　10号
計				
単価				円／箇所

単－4号

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

路面補修用CAD図面作成及び修正	500m未満、取付道路1～9箇所	単位	m	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
路面補修用CAD図面作成及び修正	500m未満、取付道路1～9箇所、縦横断計画あり	m	1	単－　11号
計				
単価				円／m

札幌市

単－5号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

路面補修工事用調査	片側1車線×2（車道全幅員分）、中央分離帯等なし	単位	m	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
路面補修工事用調査	片側1車線×2（車道全幅員分）、中央分離帯なし、縦横断計画あり	m	1	単－　12号
計				
単価				円／m

単－6号

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

道路附帯作工物等調査		単位	m	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
道路附帯作工物等調査	縦横断計画あり	m	1	単－　13号
計				
単価				円／m

札幌市

単－7号

１次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

業務報告書作成	電子成果品作成費含む	単位	路線	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
業務報告書作成	縦横断計画あり	路線	1	単－ 14号
計				
単価				円／路線

札幌市

単－8号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

計画準備等		単位	路線	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	0.9	
測量技師		人	0.9	
測量技師補		人	0.5	
測量助手		人	0.2	
計				
単価				円／路線

札幌市

単－9号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

現地確認		単位	m	数量	100

名称	規格	単位	数量	摘要
測量技師		人	0.3	
測量技師補		人	0.2	
測量助手		人	0.2	
計				
単価				円／m

札幌市

単－10号

２次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

舗装厚調査		単位	箇所	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役 （材料費・機械経費・諸雑費対象）		人	0.3	
特殊作業員 （材料費・機械経費・諸雑費対象）		人	0.3	
普通作業員 （材料費・機械経費・諸雑費対象）		人	0.5	
材料費 6.07%		式	1	
機械経費 19.96%		式	1	
諸雑費（率） 19.41%		式	1	
計				
単価				円／箇所

札幌市

単－11号

２次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

路面補修用CAD図面作成及び修正	500m未満、取付道路1～9箇所、縦横断計画あり	単位	m	数量	100

名称	規格	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	1.1	
測量技師		人	1.1	
測量技師補		人	0.4	
測量助手		人	0.4	
計				
単価				円／m

単－12号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

路面補修工事用調査	片側1車線×2（車道全幅員分）、中央分離帯なし、縦横断計画あり	単位	m	数量	100

名称	規格	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	0.5	
測量技師		人	1.2	
測量技師補		人	1.1	
測量助手		人	0.7	
計				
単価				円／m

札幌市

単－13号

２次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

道路附帯作工物等調査	縦横断計画あり	単位	m	数量	100

名称	規格	単位	数量	摘要
測量技師		人	0.2	
測量技師補		人	1.6	
測量助手		人	0.9	
測量補助員		人	0.2	
計				
単価				円／m

単－14号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

業務報告書作成	縦横断計画あり	単位	路線	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	0.8	
測量技師		人	1.4	
測量技師補		人	0.8	
計				
単価				円／路線

札幌市

単－15号

2次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

打合せ	1回	単位	業務	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
測量主任技師		人	1.5	
測量技師		人	1	
測量技師補		人	0.5	
計				
単価				円／業務

札幌市

単－16号

２次単価表（金抜き）

単価適用年月	2026. 2
歩掛適用年月	2026. 2
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

交通誘導警備員A	測量業務(安全費率対象外)	単位	人	数量	1

名称	規格	単位	数量	摘要
交通誘導警備員A		人	1	
計				
単価				円／人

札幌市